

THỊ THỰC - VISAS



上陸許可(付)
 1. FEB. 2020
 KANSAI
 入国審査官 日本国

2183

出
 DEPARTED
 入国審査官 日本国
 KANSAI
 18. JUN 2020
 IMMIGRATION

2407



別記第七号の四様式(第七条, 第二十条, 第二十四条, 第四十四条関係)

日本国政府法務省

指 定 書
DESIGNATION

氏名
Name

TRAN NGOC PHUONG

国籍・地域
Nationality / Region

ベトナム

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。

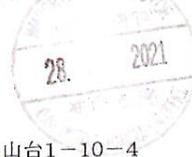
According to the regulation stipulated in the low column of Annexed Table 1-5 of the Immigration-Control and Refugee-Recognition Act, the above-mentioned person is permitted to engage in the activities designated as follows,

「技能実習」の在留資格をもって, 又は出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件(平成二年法務省告示第百三十一号)第九号, 第十二号, 第三十二号, 第三十五号又は四十二号に規定する活動を指定されて在留していた者が下記の本邦の公私の機関との契約に基づいて引き続き当該機関において従前と同種の業務に従事する活動

記

機関名: 株式会社高建道路

本店所在地: 兵庫県神戸市垂水区美山台1-10-4



日 本 国 法 務 大 臣
MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT

(注) 用紙の大きさは, 日本工業規格A列5号又はA列6号とする。

日本国政府法務省

指 定 書
DESIGNATION

氏 名
N A M E

TRAN NGOC PHUONG

国籍・地域
NATIONALITY/REGION

ベトナム

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。

・本邦の公私の機関

氏名又は名称 株式会社高建道路
所在地 兵庫県神戸市垂水区美山台1丁目10番4号

・特定産業分野 建設分野

(参考)

従事する業務区分は、建設機械施工(指導者の指示・監督を受けながら、建設機械を運転・操作し、押土・整地、積込み、掘削、締固め等の作業に従事)とする。

11. JAN. 2022

日本国法務大臣

MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT